

(3) 障害者総合支援法に基づく基準省令の
改正に伴う基準条例の改正について

「いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の一部改正に係る改正概要について

1 改正経緯

平成 30 年 4 月から施行される障害者総合支援法の一部改正及び平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、新たに、一般企業に就労している方の就労に伴う環境変化をサポートする「就労定着支援」、本人の意思を尊重した地域生活を支援する「自立生活援助」、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくなる「共生型サービス」の創設などが行われた。

当該法の改正等に伴い、平成 30 年 1 月 18 日に障害福祉サービス事業所の指定基準等を定めている基準省令の一部を改正する省令*が公布されたため、当該基準省令を基に作成している本市の基準条例について、所要の改正を行うもの。

*改正された省令

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」
- ・「児童福祉法の基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」

2 改正する条例

以下の 4 つの条例について一部改正を行う。

- (1) いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障害福祉サービス指定基準条例）
- (2) いわき市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障害者支援施設指定基準条例）
- (3) いわき市障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準を定める条例（障害福祉サービス最低基準条例）
- (4) いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例[平成 26 年 3 月 26 日制定]（一部改正条例）

3 改正する条例の主な内容

- (1) 新たに創設されたサービス等に係る規定の追加
- (2) その他の基準（人員、設備及び運営基準等）の改正 など

4 条例施行日

本条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

5 事業者等への周知

新たに創設されるサービス等について、国からの情報等を市ホームページへ掲載するとともに説明会を実施し、適切なサービス提供が行えるよう努めることとする。